

家族や友人などが  
被害にあったら

知ってください  
「二次被害」について

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、  
配慮に欠ける対応や言動、さらには、  
プライバシーの侵害や名誉棄損などによって、  
精神的な苦痛や心身の不調等の二次被害を  
受けることも少なくありません。  
「被害を受けたのが自分だったら」と  
置き換えて考えながら、そっと寄り添ってください。  
周囲の人の支えは、  
被害者等にとって大きな力となります。

亡くなった  
人の分まで  
頑張らないと

どうして  
そんな時間に  
歩いていたの?

命が助かった  
だけでもよかった

あなたは強いから  
大丈夫ですよ

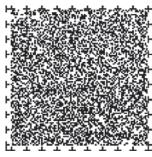
辛いことは  
早く忘れよう



#### 二次被害を防ぐために

- ・被害者等の話を丁寧に聴き、気持ちをそのまま受け止める。
- ・安易な約束や励まし、なぐさめはしない。
- ・自分の価値観や倫理観を押し付けない。
- ・被害の状況をほかの人と比べたり、自責感を助長させない。
- ・無責任なうわさ話やインターネットの書き込みをしない。

音声コード



このリーフレットの記載内容についてのお問い合わせは、神奈川県くらし安全交通課横浜駐在事務所  
電話：045-312-1121(代表) 内線 3431

犯罪被害者等を支える地域社会に向けて

様々な問題に直面している  
犯罪被害者やそのご家族には、  
周囲の皆様からの理解が大変重要です。  
できることから取り組んでみませんか？

#### 犯罪被害者等理解促進出前講座

- ▶ 犯罪被害者等への理解を深めていただくため、学校の授業や、地域団体、事業所などの会合や研修などの場に、犯罪被害者の方や支援関係者、県職員等が伺ってお話しします。
- ▶ 講演費用は無料です。



#### 犯罪被害者等支援 ボランティアとして活動する

- ▶ 講演会やキャンペーン等催しのお手伝いなど（16歳以上の方）
- ▶ 電話相談の応対や、検察庁・裁判所への付添いなどの支援（犯罪被害者支援ボランティア養成講座の受講等が必要です。）



#### 性犯罪・性暴力被害者専用窓口

かながわ性犯罪・性暴力被害者  
ワンストップ支援センター **かならいん**  
24時間365日対応/性別年齢不問  
AV出演被害に関するご相談もお受けします

はやくワンストップ  
**#8891**

全国共通番号  
通話料無料

NTTひかり電話からは  
**0120-8891-77**

または  
**045-322-7379**

**かならいん**

男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル

**045-548-5666**

毎週火曜日 / 16:00~20:00 / 祝休日・年末年始を除く

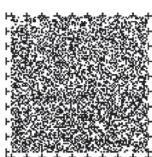
ハートライン神奈川

**045-328-3725**

月～金曜日 / 10:00~16:00 / 祝休日・年末年始を除く

※ハートライン神奈川は、神奈川被害者支援センターが運営しています。

音声コード



# かながわ 犯罪被害者 サポートステーション

殺人や傷害、性犯罪等の被害にあわれた方への支援

ひとりで悩んでいるあなたへ  
まずはご相談ください。

## かながわ犯罪被害者サポートステーション

**045-311-4727**

月～土曜日 / 9:00～17:00

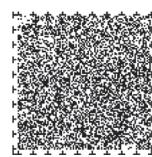
祝休日・年末年始  
かながわ県民センターの休館日を除く

- 相談は無料です。（通話料はかかります。）
- 支援は基本的に無料です。支援ごとに条件があります。
- 神奈川被害者支援センターの相談員が応対します。
- 秘密は厳守します。
- 殺人、傷害、性犯罪等の被害を受けられた方や  
そのご家族などからの相談をお受けしております。

**かながわ サポートステーション**



音声コード



# 犯罪の被害にあうと

殺人、傷害、性犯罪などの犯罪被害にあうと、様々な問題や困難が一度に起こり、どう対処したらよいか分からなくなります。

## 心身の不調

- 感情や感覚のマヒ
- 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- 事件のフラッシュバック
- 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏 など

## 日常生活上の困難

- 外出できず、家に引きこもりがちになる
- 家事や仕事が手につかなくなる
- 自宅や近所で被害にあった場合、転居を余儀なくされる
- 家庭内のいさかいなど

## 経済的な困難

- 医療費や弁護士費用等の多額の出費
- 休職や失業により収入が途絶える など

## 二次被害による傷つき

- 周囲の人からの興味本位な質問
- 心情に寄り添わない安易な励ましやなぐさめ
- 配慮に欠けるマスコミの取材、報道 など

## 捜査、裁判に伴う様々な負担

- 初めてのことばかりで心細い
- 同じことを何度も説明しなくてはいけない
- 法律の専門用語が分からない など

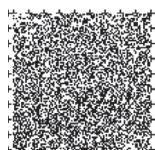
これらは被害にあわれた多くの人が経験するもので、心身の不調等は誰にでも起こりうる当然の反応です。このような反応や変化は一人ひとり異なり、被害直後に現れることもあります、しばらく経つてから現れることもあります。



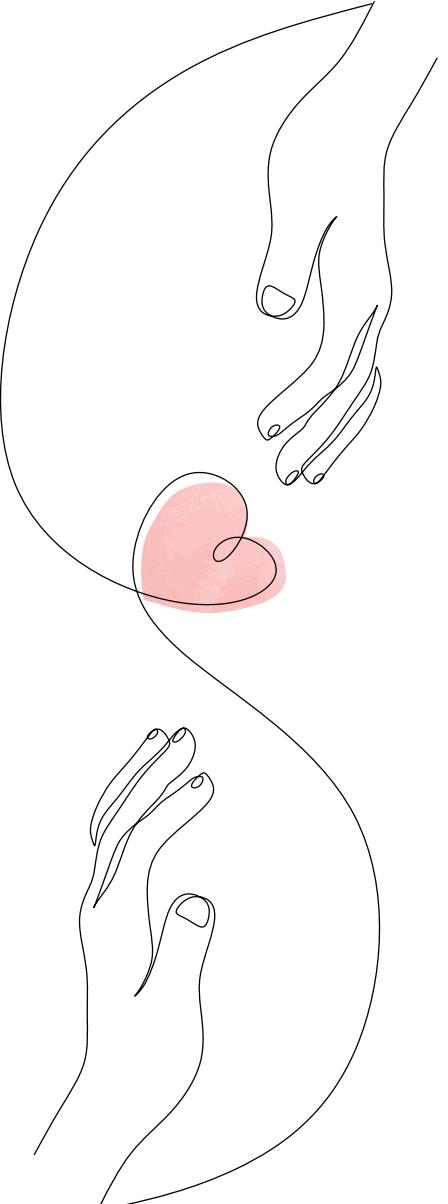
## かながわ犯罪被害者サポートステーションの仕組み

かながわ犯罪被害者サポートステーションは神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づき開設された施設です。犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族からの様々なご相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供するため、「県」「県警察」「神奈川被害者支援センター」が一体となって、運営しています。

音声コード



ひとりで悩まずに  
かながわ犯罪被害者  
サポートステーションにご相談ください



## かながわ犯罪被害者サポートステーションの支援

かながわ犯罪被害者サポートステーションでは、被害者やそのご家族からのご相談を受け、相談者のニーズに応じて、必要な助言や情報提供、他の支援関係機関の紹介や支援関係機関との連絡調整を行うほか、次のような各種支援を提供しています。原則として、殺人、傷害、性犯罪等の被害を受けられた方やそのご家族を支援の対象としています。

### 法律相談

犯罪被害者等支援に精通した県弁護士会所属の弁護士による法律相談を受けられます。

### カウンセリング

犯罪により受けた精神的被害の回復のため、臨床心理士等によるカウンセリングを受けられます。

### 検察庁や裁判所等への付添い

ご希望に応じて、検察庁や刑事裁判等へ、神奈川被害者支援センターの支援員が付き添います。

### 住宅の確保への支援

犯罪被害により転居を余儀なくされた方へ、県営住宅の一時使用の提供(原則として3か月、使用料が必要)や、民間賃貸住宅物件の情報を提供(犯罪被害者等の仲介手数料は無料)します。

### 緊急避難場所の提供

被害直後の緊急避難場所として、宿泊場所(ホテル等)を提供します。

支援を受けるには、いずれも条件がありますので、まず、かながわ犯罪被害者サポートステーションにご相談ください。

## 神奈川県犯罪被害者等見舞金

殺人など故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者のご遺族及び重傷病を負われた犯罪被害者、並びに自宅等での犯罪被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者等の方に対して、経済的負担の軽減を図るために見舞金を給付します。  
(令和6年4月1日以降の被害が対象です。また、支給要件や審査があります。)

種類	対象者	給付額
遺族見舞金	犯罪行為により死亡した方の県内在住のご遺族	70万円
重傷病見舞金	犯罪行為による負傷又は疾病的療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上の入院を要する(疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された県内在住の犯罪被害者	40万円
転居見舞金	自宅等での犯罪行為による被害により、転居を余儀なくされた県内在住の犯罪被害者等	20万円

犯罪被害者等見舞金に関する問合せ ▶▶▶ 神奈川県くらし安全交通課横浜駐在事務所  
電話 045-312-1121 (代表) 内線 3431

音声コード

